

# 令和7年長浜市議会定例会

## 令和8年6月定例会月議会

### 議案書

- 3 令和8年度長浜市一般会計補正予算（第3号）
- 22 令和8年度長浜市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
- 30 令和8年度長浜市病院事業会計補正予算（第1号）
- 33 令和8年度長浜市公共下水道事業会計補正予算（第1号）
- 36 長浜市税条例の一部改正について
- 42 長浜バイオインキュベーションセンター条例の一部改正について
- 43 長浜市公共下水道等使用料条例の一部改正について
- 44 長浜市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について



令和8年度長浜市一般会計補正予算（第3号）

令和8年度長浜市一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,667,025千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ60,046,140千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 債務負担行為の追加は、「第3表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第4条 地方債の追加及び変更は、「第4表 地方債補正」による。

令和8年6月5日提出

長浜市長 浅見 宣義

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
14 国庫支出金		8,377,096	944,295	9,321,391
	2 国庫補助金	1,265,279	944,295	2,209,574
15 県支出金		5,486,112	105,827	5,591,939
	2 県補助金	2,683,519	105,827	2,789,346
18 繰入金		4,929,711	387,537	5,317,248
	1 基金繰入金	4,874,434	387,537	5,261,971
20 諸収入		968,184	4,466	972,650
	5 雑入	886,178	4,466	890,644
21 市債		910,100	224,900	1,135,000
	1 市債	910,100	224,900	1,135,000
歳入	合計	58,379,115	1,667,025	60,046,140

## 歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		7,037,149	23,964	7,061,113
	1 総務管理費	5,738,618	5,500	5,744,118
	2 徴税費	545,631	18,464	564,095
3 民生費		24,725,908	133,320	24,859,228
	1 社会福祉費	12,802,239	0	12,802,239
	2 児童福祉費	9,921,589	133,320	10,054,909
4 衛生費		5,535,148	290,024	5,825,172
	1 保健衛生費	5,535,148	290,024	5,825,172
6 農林水産業費		2,182,079	72,291	2,254,370
	1 農業費	2,059,375	72,291	2,131,666
7 商工費		1,357,585	164,900	1,522,485
	1 商工費	1,357,585	164,900	1,522,485
8 土木費		4,413,559	715,456	5,129,015
	2 道路橋梁費	1,334,985	315,360	1,650,345
	3 河川費	227,819	88,000	315,819
	4 都市計画費	2,113,729	312,096	2,425,825
10 教育費		6,358,134	267,070	6,625,204
	1 教育総務費	1,251,586	0	1,251,586
	2 小学校費	1,232,237	156,680	1,388,917
	3 中学校費	870,287	110,390	980,677
歳 出 合 計		58,379,115	1,667,025	60,046,140

第2表 繰越明許費

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
7 商工費	1 商工費	商業振興対策事業費	141,900
8 土木費	3 河川費	地域整備事業費	88,000

第3表 債務負担行為補正

追加

事項	期間	限度額
(仮称) 神田SIC整備事業物件移転補償金	令和8年度から令和9年度まで	9,490千円
(仮称) 小谷城戦国体験ミュージアム整備工事	令和8年度から令和9年度まで	926,000千円
(仮称) 小谷城戦国体験ミュージアム展示造作物等制作業務	令和8年度から令和9年度まで	309,000千円

第4表 地方債補正

追加

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
商工業振興施設整備事業	千円 55,100	普通貸借 又は 証券発行	6.0%以内 (ただし、政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金及び滋賀県市町振興資金貸付金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものによる。ただし、市財政の都合により、据置期間及び償還期限を短縮し、又は、繰上償還若しくは、低利に借換えすることができる。
都市計画施設整備事業	20,200			

変更

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
道路橋梁整備事業	千円 177,600	普通貸借 又は 証券発行	6.0%以内 (ただし、政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金及び滋賀県市町振興資金貸付金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものによる。ただし、市財政の都合により、据置期間及び償還期限を短縮し、又は、繰上償還若しくは、低利に借換えすることができる。	千円 290,800	補正前と同じ	補正前と同じ	補正前と同じ
学校教育施設整備事業	258,400				294,800			

令和 8 年度長浜市一般会計  
補正予算（第 3 号）説明書

歳入

(款) 14 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

目	補正前の額	補正額	計
2 総務費国庫補助金	270,278	538,117	808,395
3 民生費国庫補助金	621,144	56,242	677,386
7 商工費国庫補助金	1,500	72,800	74,300
8 土木費国庫補助金	286,560	245,305	531,865
10 教育費国庫補助金	70,018	31,831	101,849
計	1,265,279	944,295	2,209,574

(款) 15 県支出金

(項) 2 県補助金

目	補正前の額	補正額	計
2 総務費県補助金	167,275	23,250	190,525
3 民生費県補助金	1,121,008	553	1,121,561
6 農林水産業費県補助金	572,877	50,344	623,221
8 土木費県補助金	106,438	27,854	134,292
10 教育費県補助金	690,595	3,826	694,421
計	2,683,519	105,827	2,789,346

(款) 18 繰入金

(項) 1 基金繰入金

目	補正前の額	補正額	計
1 財政調整基金繰入金	689,004	42,409	731,413
4 地域福祉基金繰入金	163,386	60,817	224,203
5 教育施設整備基金繰入金	0	14,998	14,998
7 協働でつくる長浜まちづくり基金繰入金	145,268	△20,000	125,268
10 まち・ひと・しごと創生総合戦略推進基金繰入金	106,816	△7,076	99,740
12 子ども未来教育基金繰入金	338,471	195,080	533,551
13 デジタル化推進基金繰入金	21,767	17,414	39,181
14 公共施設等総合管理基金繰入金	836,220	46,895	883,115
15 環境と社会経済の好循環創造基金繰入金	26,236	37,000	63,236
計	4,874,434	387,537	5,261,971

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 総務管理費補助金	538,117	物価高騰対応重点支援助地方創生臨時交付金 537,067 地域未来交付金 1,050
3 児童福祉費補助金	56,242	子ども子育て支援交付金 553 保育所等整備交付金 55,689
1 商工費補助金	72,800	社会資本整備総合交付金 72,800
2 道路橋梁費補助金	156,504	社会資本整備総合交付金 106,959 道路局所管補助金 49,545
3 河川費補助金	47,701	社会資本整備総合交付金 47,701
4 都市計画費補助金	41,100	社会資本整備総合交付金 41,100
1 小学校費補助金	10,202	学校施設整備費補助金 10,202
2 中学校費補助金	10,390	学校施設整備費補助金 10,390
3 幼稚園費補助金	11,239	幼稚園施設整備費補助金 11,239

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 総務管理費補助金	23,250	北の近江振興プロジェクト推進補助金 23,250
4 児童福祉費補助金	553	地域子育て支援事業費補助金 553
2 農業振興費補助金	50,344	産地競争力の強化対策事業費補助金 50,344
1 土木管理費補助金	27,854	余呉地域振興事業交付金 27,854
3 保健体育費補助金	3,826	運動部活動の地域展開推進事業費補助金 3,826

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 財政調整基金繰入金	42,409	
1 地域福祉基金繰入金	60,817	
1 教育施設整備基金繰入金	14,998	
1 協働でつくる長浜まちづくり基金繰入金	△20,000	
1 まち・ひと・しごと創生総合戦略推進基金繰入金	△7,076	
1 子ども未来教育基金繰入金	195,080	
1 デジタル化推進基金繰入金	17,414	
1 公共施設等総合管理基金繰入金	46,895	
1 環境と社会経済の好循環創造基金繰入金	37,000	

(款) 20 諸収入  
 (項) 5 雑入

目	補正前の額	補正額	計
5 雑入	886,157	4,466	890,623
計	886,178	4,466	890,644

(款) 21 市債  
 (項) 1 市債

目	補正前の額	補正額	計
7 商工債	19,200	55,100	74,300
8 土木債	223,600	133,400	357,000
10 教育債	290,400	36,400	326,800
計	910,100	224,900	1,135,000

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
2 総務費雑入	4,466	自治総合センター助成金	3,600
		その他雑入	866

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
3 商工業振興施設整備事業債	55,100	まちなかウォークラブル推進事業債	55,100
1 道路橋梁整備事業債	113,200	地方道路等整備事業債	113,200
3 都市計画施設整備事業債	20,200	田村駅周辺整備事業債	20,200
1 学校教育施設整備事業債	36,400	小学校整備事業債	18,000
		中学校整備事業債	18,400

歳出

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源
				特定財源			
				国県支出金	地方債	その他	
8 企画費	525,781	0	525,781	3,250		△3,250	
9 地域振興費	129,864	1,900	131,764			866	1,034
12 自治振興費	105,500	3,600	109,100			3,600	
計	5,738,618	5,500	5,744,118	3,250		1,216	1,034

(款) 2 総務費

(項) 2 徴税費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源
				特定財源			
				国県支出金	地方債	その他	
2 賦課徴収費	102,158	18,464	120,622			18,464	
計	545,631	18,464	564,095			18,464	

(款) 3 民生費

(項) 1 社会福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源
				特定財源			
				国県支出金	地方債	その他	
3 しょうがい福祉費	5,239,313	0	5,239,313	1,050		△1,050	
計	12,802,239	0	12,802,239	1,050		△1,050	

(款) 3 民生費

(項) 2 児童福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源
				特定財源			
				国県支出金	地方債	その他	
1 児童福祉総務費	3,650,330	5,575	3,655,905	1,106			4,469
4 保育所費	1,491,040	24,285	1,515,325	20,049		4,236	
5 認定こども園費	4,375,466	103,460	4,478,926	46,879		56,581	
計	9,921,589	133,320	10,054,909	68,034		60,817	4,469

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
		□南長浜地域まちづくり推進事業費 財源更正	
14 工事請負費	1,900	□地域活性化施設管理運営事業費 整備事業費	1,900 1,900
18 負担金、補助 及び交付金	3,600	□まちづくり支援事業費 コミュニティ助成事業助成金	3,600 3,600

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
12 委託料	18,464	□市税賦課徴収管理事務経費 情報システム委託料	18,464 18,464

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
		□しょうがい者地域生活支援事業費 財源更正	

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
13 使用料及び賃 借料	5,575	□放課後児童クラブ運営事業費 使用料及び賃借料	5,575 5,575
18 負担金、補助 及び交付金	24,285	□児童福祉施設整備支援事業費 保育所等施設整備支援事業補助金	24,285 24,285
14 工事請負費	50,000	□認定こども園園舎等維持管理経費 整備事業費	50,000 50,000
18 負担金、補助 及び交付金	53,460	□認定こども園施設整備支援事業費 認定こども園等整備事業費補助金	53,460 53,460

## (款) 4 衛生費

## (項) 1 保健衛生費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源
				特定財源			
				国県支出金	地方債	その他	
1 保健衛生総務費	4,018,411	290,024	4,308,435	290,024			
計	5,535,148	290,024	5,825,172	290,024			

## (款) 6 農林水産業費

## (項) 1 農業費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源
				特定財源			
				国県支出金	地方債	その他	
3 農業振興費	309,426	50,344	359,770	50,344			
5 農地費	1,399,947	21,947	1,421,894	21,947			
計	2,059,375	72,291	2,131,666	72,291			

## (款) 7 商工費

## (項) 1 商工費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源
				特定財源			
				国県支出金	地方債	その他	
2 商工業振興費	667,742	164,900	832,642	72,800	55,100	37,000	
3 観光費	322,569	0	322,569	20,000		△20,000	
計	1,357,585	164,900	1,522,485	92,800	55,100	17,000	

## (款) 8 土木費

## (項) 2 道路橋梁費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源
				特定財源			
				国県支出金	地方債	その他	
2 道路維持費	569,588	102,200	671,788	56,959	14,300		30,941
4 道路新設改良費	447,519	213,160	660,679	100,533	77,200	29,462	5,965
計	1,334,985	315,360	1,650,345	157,492	91,500	29,462	36,906

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
18 負担金、補助 及び交付金	290,024	<input type="checkbox"/> 上水道事業負担金	290,024
		長浜水道企業団負担金	290,024

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
18 負担金、補助 及び交付金	50,344	<input type="checkbox"/> 農業経営支援事業費	50,344
		地域農業構造転換支援事業補助金	50,344
27 繰出金	21,947	<input type="checkbox"/> 農業集落排水事業特別会計繰出金	21,947

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
12 委託料	23,000	<input type="checkbox"/> 商業振興対策事業費	164,900
14 工事請負費	141,900	湖の辺のまち長浜未来ビジョン推進業務委託料	23,000
		整備事業費	141,900
		<input type="checkbox"/> 観光イベント開催事業費	
		財源更正	

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
10 需用費	44,600	<input type="checkbox"/> 雪寒対策費	102,200
17 備品購入費	57,600	修繕料	44,600
		備品購入費	57,600
12 委託料	33,300	<input type="checkbox"/> スマートインター整備事業費	30,460
14 工事請負費	151,300	整備事業費	30,460
16 公有財産購入 費	△9,500	<input type="checkbox"/> 補助道路整備事業費	110,000
		整備事業費	110,000
21 補償、補填及 び賠償金	38,060	<input type="checkbox"/> 橋梁長寿命化事業費	72,700
		整備事業費	72,700

(款) 8 土木費  
(項) 3 河川費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源
				特定財源			
				国県支出金	地方債	その他	
5 丹生ダム対策費	29,607	88,000	117,607	74,567	9,500	3,933	
計	227,819	88,000	315,819	74,567	9,500	3,933	

(款) 8 土木費  
(項) 4 都市計画費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源
				特定財源			
				国県支出金	地方債	その他	
1 都市計画総務費	1,926,031	282,096	2,208,127	252,596	20,200	9,300	
6 街路事業費	34,738	30,000	64,738	13,600	12,200	4,200	
計	2,113,729	312,096	2,425,825	266,196	32,400	13,500	

(款) 10 教育費  
(項) 1 教育総務費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源
				特定財源			
				国県支出金	地方債	その他	
3 教育振興費	307,303	0	307,303	3,826		△3,826	
計	1,251,586	0	1,251,586	3,826		△3,826	

(款) 10 教育費  
(項) 2 小学校費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源
				特定財源			
				国県支出金	地方債	その他	
1 小学校管理費	696,984	32,000	728,984	10,202	18,000	3,798	
2 小学校教育振興費	535,253	124,680	659,933			124,680	
計	1,232,237	156,680	1,388,917	10,202	18,000	128,478	

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
14 工事請負費	88,000	<input type="checkbox"/> 地域整備事業費	88,000
		整備事業費	88,000

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
14 工事請負費	57,000	<input type="checkbox"/> 田村駅周辺整備事業費	57,000
		整備事業費	57,000
18 負担金、補助 及び交付金	225,096	<input type="checkbox"/> 公共下水道事業会計負担金	225,096
		補助金	225,096
14 工事請負費	30,000	<input type="checkbox"/> 補助街路整備事業費	30,000
		整備事業費	30,000

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
		<input type="checkbox"/> 部活動地域移行推進事業費	
		財源更正	

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
14 工事請負費	32,000	<input type="checkbox"/> 小学校校舎等維持管理経費	32,000
		整備事業費	32,000
17 備品購入費	124,680	<input type="checkbox"/> 小学校教育備品整備事業費	124,680
		備品購入費	124,680

(款) 10 教育費

(項) 3 中学校費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 中学校管理費	534,771	39,990	574,761	10,390	18,400	11,200	
2 中学校教育振興費	335,516	70,400	405,916			70,400	
計	870,287	110,390	980,677	10,390	18,400	81,600	

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
14 工事請負費	39,990	<input type="checkbox"/> 中学校校舎等維持管理経費 整備事業費	39,990 39,990
17 備品購入費	70,400	<input type="checkbox"/> 中学校教育備品整備事業費 備品購入費	70,400 70,400

債務負担行為で令和9年度以降にわたるものについての令和7年度末までの支出額  
又は支出額の見込み、及び令和8年度以降の支出予定額等に関する調書

(単位：千円)

事 項	限 度 額	令和7年度末までの 支 出 ( 見 込 ) 額		令和8年度以降の 支 出 予 定 額		左 の 財 源 内 訳			
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			一 般 財 源
						国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
(仮称) 神田SIC整備事業物件移転補償金	9,490			令和8年度から 令和9年度まで	9,490	4,695	4,200	595	0
(仮称) 小谷城戦国体験ミュージアム整備 工事	926,000			令和8年度から 令和9年度まで	926,000	463,000	416,700		46,300
(仮称) 小谷城戦国体験ミュージアム展示 造作物等制作業務	309,000			令和8年度から 令和9年度まで	309,000	154,500	139,000		15,500



令和8年度長浜市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）

令和8年度長浜市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ871千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,099,871千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和8年6月5日提出

長浜市長 浅見 宣義

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 使用料及び手数料		144,763	△21,076	123,687
	1 使用料	144,702	△21,076	123,626
6 繰入金		747,680	21,947	769,627
	1 他会計繰入金	747,680	21,947	769,627
歳入合計		1,099,000	871	1,099,871

## 歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		39,952	871	40,823
	1 総務管理費	39,952	871	40,823
歳出	合計	1,099,000	871	1,099,871

令和 8 年度長浜市農業集落排水事業  
特別会計補正予算（第 1 号）説明書

歳入

(款) 2 使用料及び手数料

(項) 1 使用料

目	補正前の額	補正額	計
1 農業集落排水施設使用料	144,702	△21,076	123,626
計	144,702	△21,076	123,626

(款) 6 繰入金

(項) 1 他会計繰入金

目	補正前の額	補正額	計
1 一般会計繰入金	747,680	21,947	769,627
計	747,680	21,947	769,627

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1 現年度分	△21,076	

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1 一般会計繰入金	21,947	

歳出

(款) 1 総務費

(項) 1 総務管理費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源
				特定財源			
				国県支出金	地方債	その他	
1 一般管理費	39,952	871	40,823				871
計	39,952	871	40,823				871

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
18 負担金、補助 及び交付金	871	<input type="checkbox"/> 一般管理事務経費 長浜水道企業団負担金	871 871

## 令和8年度長浜市病院事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 令和8年度長浜市病院事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為の補正）

第2条 予算第5条の表に次の事項、期間及び限度額を加える。

洗浄滅菌等業務	令和8年度から 令和9年度まで	52,000千円
電子カルテシステム等更新業務	令和8年度から 令和9年度まで	2,100,000千円

令和8年6月5日提出

長浜市長 浅見 宣義

# 令和 8 年度長浜市病院事業会計

## 補正予算（第 1 号）説明書

債務負担行為に関する調書

事項	限度額	前年度末までの支払義務発生額		当該年度以降の支払義務発生予定額		左の財源内訳	
		期間	金額	期間	金額	医業収益	企業債
洗浄滅菌等業務	千円 52,000		千円	令和8年度から 令和9年度まで	千円 52,000	千円 52,000	千円
電子カルテシステム等更新業務	2,100,000			令和8年度から 令和9年度まで	2,100,000		2,100,000

## 令和8年度長浜市公共下水道事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 令和8年度長浜市公共下水道事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出の補正）

第2条 令和8年度長浜市公共下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	収	入	
第1款 下水道事業収益	4,326,899千円	8,936千円	4,335,835千円
第1項 営業収益	2,027,252千円	△216,160千円	1,811,092千円
第2項 営業外収益	2,299,647千円	225,096千円	2,524,743千円

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	支	出	
第1款 下水道事業費用	4,156,130千円	8,936千円	4,165,066千円
第1項 営業費用	3,812,672千円	8,936千円	3,821,608千円

（他会計からの補助金の補正）

第3条 予算第10条中「一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、1,664,610千円である。」を「一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、1,889,706千円である。」に改める。

令和8年6月5日提出

長浜市長 浅見 宣義

# 令和 8 年度長浜市公共下水道事業

## 会計補正予算（第 1 号）説明書

令和8年度長浜市公共下水道事業会計補正予算（第1号）実施計画

収益的収入及び支出

収 入

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1 下水道事業			4,326,899	8,936	4,335,835	
収 益	1 営業収益		2,027,252	△ 216,160	1,811,092	
		1 公共下水道 使 用 料	1,983,395	△ 216,160	1,767,235	公共下水道使用料 △ 216,160
	2 営業外収益		2,299,647	225,096	2,524,743	
		3 補 助 金	1,136,850	225,096	1,361,946	他会計補助金 225,096

支 出

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1 下水道事業			4,156,130	8,936	4,165,066	
費 用	1 営業費用		3,812,672	8,936	3,821,608	
		3 総 係 費	124,748	8,936	133,684	その他負担金 8,936

長浜市税条例の一部改正について

長浜市税条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和8年6月5日提出

長浜市長 浅見 宣義

## 長浜市税条例の一部を改正する条例

長浜市税条例（平成18年長浜市条例第71号）の一部を次のように改正する。

第24条の次に次の1条を加える。

（法人の市民税の課税免除）

第24条の2 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、市民税を課さない。ただし、これらの者が収益事業を行う場合は、この限りでない。

- (1) 公益社団法人及び公益財団法人
- (2) 一般社団法人（非営利型法人（法人税法第2条第9号の2に規定する非営利型法人をいう。以下この号において同じ。）に該当するものに限る。）及び一般財団法人（非営利型法人に該当するものに限る。）
- (3) 管理組合法人及び団地管理組合法人
- (4) マンション建替組合、マンション敷地売却組合及び敷地分割組合
- (5) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項の認可を受けた地縁による団体
- (6) 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人

第34条の7第1項中「前条」を「第34条の6」に改め、同項第2号中「（平成10年法律第7号）」を削り、同条第2項中「附則第5条の6第2項」を「附則第5条の6第3項又は第4項」に改める。

第36条の2第1項ただし書中「及び第36条の3の3第1項」を「並びに第36条の3の3第1項及び第2項第4号」に改める。

第36条の3の2第1項第2号中「除き、」を「除く。次条第1項第2号において同じ。」に改め、「。次条第1項において同じ」を削り、同条第5項中「次条第4項」を「次条第5項」に改める。

第36条の3の3第1項を次のように改める。

次に掲げる者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）は、公的年金等支払者（所得税法第203条の6第1項に規定する申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する公的年金等（以下この項において「公的年金等」という。）の支払者をいう。以下この条において同じ。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次項各号に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

- (1) 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者
- (2) 法の施行地において公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。）の支払を受ける第23条第1項第1号に掲げる者であって、特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）をいう。次号及び次項第3号において同じ。）（退職手当等（第53条の2に規定する退職手当等に限る。以下この号において同じ。）に係る所得を有する者に限る。）又は扶養

親族（年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族であって退職手当等に係る所得を有する者に限る。）若しくは特定親族（退職手当等に係る所得を有する者であって、合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）を有する者

- (3) 法の施行地において公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものに限る。）の支払を受ける第23条第1項第1号に掲げる者（当該年中に支払を受けるべき当該公的年金等の額がその年最初に当該公的年金等の支払を受けるべき日の前日の現況において令第48条の9の7の3に定める金額に満たない者を除く。）であって、障害者、寡婦若しくはひとり親に該当する者又は特定配偶者若しくは扶養親族（年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族に限る。）若しくは特定親族（合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）を有する者

第36条の3の3第5項中「第3項」を「第4項」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項中「第48条の9の7の3」を「第48条の9の8」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項」に、「法第317条の3の3第1項の規定による申告書に」を「同条第1項の規定による申告書に」に、「法第317条の3の3第1項の規定による申告書を提出する」を「同条第1項の規定による申告書を提出する」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定による申告書の記載事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 公的年金等支払者の名称
- (2) 公的年金等受給者が、法第314条の2第1項第6号に規定する特別障害者又はその他の障害者に該当する場合にはその旨及びその該当する事実並びに寡婦又はひとり親に該当する場合にはその旨
- (3) 特定配偶者の氏名
- (4) 扶養親族又は特定親族の氏名
- (5) その他施行規則で定める事項

第51条第1項第4号を削り、同項第5号中「前各号」を「前3号」に改め、同号を同項第4号とする。

第63条中「が土地」の次に「又は家屋」を加え、「、家屋にあつては20万円」を削り、「150万円」を「180万円」に改める。

附則第6条中「から令和9年度まで」を「以後」に改める。

附則第7条の3第1項中「令和20年度」を「令和25年度」に、「令和7年」を「令和12年」に改める。

附則第7条の4中「又は附則第20条第1項」を「、附則第19条の3第1項又は附則第20条第1項」に、「附則第5条の6第2項」を「附則第5条の6第3項又は第4項」に改める。

附則第9条の2中「あつた場合」の次に「（法附則第7条第13項の規定によりなかつたものとみなされる場合を除く。）」を、「附則第7条の2第4項」の次に「（法附則第7条の3第3項又は第4項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」を加える。

附則第17条の2第2項中「附則第34条の2第5項」を「附則第34条の2第6項」に、「附則第34条の2第10項」を「附則第34条の2第12項」に改め、同条に次の

1項を加える。

4 第1項（第2項において準用する場合を含む。）の場合において、所得割の納税義務者が、租税特別措置法第31条の2第2項第13号から第15号までに掲げる土地等の譲渡に該当するものをしたときにおけるその譲渡をした土地等がその譲渡をした時において地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第3条第1項の地すべり防止区域、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の土砂災害特別警戒区域又は特定都市河川浸水被害対策法（平成15年法律第77号）第56条第1項の浸水被害防止区域内にあるときは、当該土地等の譲渡は、第1項又は第2項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。

附則第19条の2の次に次の1条を加える。

（特定暗号資産に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例）

第19条の3 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第38条の2第1項に規定する事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合には、当該事業所得、譲渡所得及び雑所得については、第33条第1項及び第2項並びに第34条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額として令附則第18条の6の4で定めるところにより計算した金額（以下この項において「特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」という。）に対し、特定暗号資産に係る課税譲渡所得等の金額（特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額（次項第1号の規定により読み替えて適用される第34条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）をいう。）の100分の3に相当する金額に相当する市民税の所得割を課する。

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

- (1) 第34条の2の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第19条の3第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」とする。
- (2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、附則第7条第1項及び附則第7条の3第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第19条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項、附則第7条第1項及び附則第7条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第19条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第19条の3第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。
- (3) 第35条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第19条の3第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「山林所得金額若しくは附則第19条の3第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」とする。
- (4) 附則第5条の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第19条の3第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所

得等の金額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第19条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

#### 附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行し、令和8年4月1日から適用する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第36条の2第1項ただし書、第36条の3の2及び第36条の3の3の改正規定並びに附則第6条の改正規定及び附則第7条の3第1項の改正規定並びに次条第1項及び第2項の規定 令和9年1月1日
- (2) 第63条の改正規定及び附則第3条の規定 令和9年4月1日
- (3) 第34条の7第2項の改正規定並びに附則第7条の4の改正規定（「附則第5条の6第2項」を「附則第5条の6第3項又は第4項」に改める部分に限る。）、附則第9条の2の改正規定（「附則第7条の2第4項」の次に「（法附則第7条の3第3項又は第4項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」を加える部分に限る。）及び附則第17条の2の改正規定並びに次条第4項の規定 令和10年1月1日
- (4) 附則第7条の4の改正規定（前号に掲げる改正規定を除く。）及び附則第19条の2の次に1条を加える改正規定並びに次条第3項及び第5項の規定 金融商品取引法及び資金決済に関する法律の一部を改正する法律（令和8年法律第 号）の施行の日の属する年の翌々年の1月1日

(市民税に関する経過措置)

第2条 この条例による改正後の長浜市税条例（以下「新条例」という。）第36条の3の3第1項及び第2項の規定は、前条第1号に掲げる規定の施行の日以後に支払を受けるべき公的年金等について提出する新条例第36条の3の3第1項の規定による申告書について適用し、同日前に支払を受けるべき公的年金等について提出したこの条例による改正前の長浜市税条例第36条の3の3第1項の規定による申告書については、なお従前の例による。

2 新条例附則第7条の3第1項の規定は、市民税の所得割の納税義務者が令和8年1月1日以後に所得税法等の一部を改正する法律（令和8年法律第12号。以下この項において「所得税法等改正法」という。）第7条の規定による改正後の租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条第1項に規定する居住用家屋（同条第16項の規定により同条第1項に規定する居住用家屋とみなされる同条第16項に規定する特例居住用家屋を含む。）若しくは既存住宅（同条第17項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第17項に規定する特例既存住宅及び同条第35項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第35項に規定する要耐震改修住宅を含む。）若しくは増改築等をした家屋（同条第17項の規定により同条第1項に規定する増改築等をした家屋とみなされる同条第17項に規定する特例増改築等をした家屋を含み、当該増改築等又は当該特例増改築等に係る部分に限る。）又は同条第6項に規定する認定住宅等（同条第18項の規定により同条第6項に規定する認定住宅等とみなされる同条第18項に規定する特例認定住宅等を含む。）を同条第1項の定めるところによ

りその者の居住の用に供する場合について適用し、市民税の所得割の納税義務者が同日前に所得税法等改正法第7条の規定による改正前の租税特別措置法第41条第1項に規定する居住用家屋（同条第20項の規定により同条第1項に規定する居住用家屋とみなされる同条第20項に規定する特例居住用家屋を含む。）若しくは既存住宅（同条第35項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第35項に規定する要耐震改修住宅を含む。）若しくは増改築等をした家屋（当該増改築等に係る部分に限る。）又は同条第10項に規定する認定住宅等（同条第21項の規定により同条第10項に規定する認定住宅等とみなされる同条第21項に規定する特例認定住宅等を含む。）を同条第1項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合については、なお従前の例による。

- 3 前条第4号に掲げる規定による改正後の長浜市税条例附則第7条の4の規定は、同号に掲げる規定の施行の日（以下この項及び第5項において「4号施行日」という。）の属する年度の翌年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、4号施行日の属する年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。
- 4 新条例附則第17条の2第4項の規定は、市民税の所得割の納税義務者が前条第3号に掲げる規定の施行の日以後に行う新条例附則第17条の2第1項の土地等の譲渡について適用する。
- 5 新条例附則第19条の3の規定は、4号施行日の属する年度の翌年度以後の年度分の個人の市民税について適用する。

（固定資産税に関する経過措置）

第3条 新条例第63条の規定は、令和9年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和8年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

長浜バイオインキュベーションセンター条例の一部改正について

長浜バイオインキュベーションセンター条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和8年6月5日提出

長浜市長 浅見 宣義

長浜バイオインキュベーションセンター条例の一部を改正する条例

長浜バイオインキュベーションセンター条例（平成18年長浜市条例第126号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項第4号を次のように改める。

- (4) 前3号に掲げる者のほか、バイオ関連分野の技術若しくは知見を活用し、又はバイオ関連分野の事業を補完若しくは活性化させる事業を行う者で、第1条の目的達成に資すると市長が認めるもの

附 則

この条例は、令和9年4月1日から施行する。

長浜市公共下水道等使用料条例の一部改正について

長浜市公共下水道等使用料条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和8年6月5日提出

長浜市長 浅見 宣義

長浜市公共下水道等使用料条例の一部を改正する条例

長浜市公共下水道等使用料条例（平成18年長浜市条例第164号）の一部を次のように改正する。

第11条第2項に次のただし書を加える。

ただし、市長が必要と認めるときは、この限りでない。

附 則

この条例は、令和8年7月1日から施行する。

長浜市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について

長浜市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和8年6月5日提出

長浜市長 浅見 宣義

長浜市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

長浜市消防団員等公務災害補償条例（平成18年長浜市条例第175号）の一部を次のように改正する。

第18条中「315,000円」を「330,000円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行し、令和8年4月1日（以下「適用日」という。）から適用する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の長浜市消防団員等公務災害補償条例（以下「新条例」という。）第18条の規定は、適用日以後に支給すべき事由の生じた長浜市消防団員等公務災害補償条例第4条第7号に規定する葬祭補償（以下「葬祭補償」という。）について適用し、適用日前に支給すべき事由の生じた葬祭補償については、なお従前の例による。

3 適用日以後に支給すべき事由が生じた葬祭補償であって、この条例による改正前の長浜市消防団員等公務災害補償条例（以下「旧条例」という。）第18条の規定による金額により支給されたもの又は旧条例附則第6条の規定により支給されたもの（その額が66万円未満であるものに限る。）の支払は、新条例第18条の規定に基づく葬祭補償の内払とみなす。